

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

飲食費を肩代わりした場合の取扱い

Q : 飲食接待をする代わりに、得意先等がした飲食費等の支払をした場合でも、飲食交際費の5,000円基準の適用はありますか？

A : 飲食費の肩代わりは、適用対象になりません。

【解説】

今年度の税制改正で、平成18年4月1日以後開始する事業年度において会社が支出した飲食その他これに類する行為のために要する費用(もっぱらその会社の役員もしくは従業員又はこれらの親族等のために支出するものを除く)のうち、1人当たり5,000円以下のものについては、交際費等を含めなくてよいこととされました。

つまり、1人当たり5,000円以下の飲食費等については、交際費等を含めなくてもよいこととなったわけですが、この対象となるのは、「飲食その他これに類する行為のために要する費用」となっています。

飲食その他これに類する行為のために要する費用には、通常行われる得意先等に対する接待にかかる飲食費用のほかに、得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して差し入れられる弁当や仕出し、出前、ケータリングサービスなどが含まれますが、ご質問の飲食費の肩代わりは金銭等の贈答ですので、この飲食その他これに類する行為のために要する費用には該当せず、通常交際費等として取り扱われることとなります。したがって、こうした飲食費等の肩代わり費用は、5,000円基準の飲食費に含めることはできません。

